

# 全国健康関係主管課長会議

## 健康局 総務課

### 原子爆弾被爆者援護対策室

#### 平成28年度原爆被爆者対策について

##### 1. 被爆者がん検診への胃内視鏡検査の追加について

##### 原爆被爆者健康診断費交付金【平成28年度予算(案)：2,952,219千円】

- 原爆被爆者に対し、年に定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を実施。一般検査の結果、必要に応じて精密検査を実施。
- 平成28年度から、市町村が実施するがん検診に胃内視鏡(胃カメラ)検査の追加が予定されていることを踏まえ、被爆者健診にも胃内視鏡検査を追加予定。



被爆者援護法施行規則(省令)を改正し、平成28年度から被爆者健診に胃内視鏡検査を追加することにより、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査の選択が可能。

##### 2. 在外被爆者への医療費支給について

- 平成27年9月8日に最高裁において、在外被爆者に対しても被爆者援護法を適用し、医療費の支給を認める判決。
- 被爆者援護法施行規則を改正し、平成28年1月1日から、韓国在住の被爆者は長崎県を、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県を、医療費の支給申請窓口とした。
- 今後、医療費は原則として、被爆者援護法に基づき、日本の診療報酬の例により算定して支給。ただし、年間30万円までは簡易な手続きで医療費を助成する現在の保健医療助成事業(予算事業)による支給も選択可能。



広島県・長崎県以外の都道府県には新たな事務負担は生じないが、在外被爆者から問い合わせ等があった場合は申請窓口の紹介をお願いする。

### **3. 被爆二世健康診断について**

#### **被爆二世健康診断調査委託費【平成28年度予算(案)：215,688千円】**

- 被爆二世の健康不安を解消し、健康の保持・増進を図るため、被爆二世に対し年に1回、健康診断を実施。



実施要綱を改正し、平成28年度から被爆二世健康診断に多発性骨髄腫検査を追加予定。

### **4. 被爆建物保存への補助について**

#### **原爆死没者慰霊等事業費補助金【平成28年度予算(案)：57,045千円】**

- 原子爆弾による死没者を慰霊し、恒久平和を祈念するため、地方公共団体、事業所及び学校等が行う慰霊式典などの事業に必要な経費を補助(補助率2/3)。



平成28年度から、原子爆弾の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むため、広島市、長崎市の被爆建物の保存に対して補助することを予定。

### **5. その他**

- (1) 広島原爆黒い雨体験者に対する相談支援事業委託費

【平成28年度予算(案)：62,254千円】

広島原爆による黒い雨を体験し、健康不安を有する広島県在住の方を対象とした保健師等による健康相談事業について、新たに、健康相談会場までの交通費の支給及び個別訪問相談を実施予定。

- (2) 長崎被爆体験者精神影響等調査研究委託費

【平成28年度予算(案)：820,912千円】

長崎県内に居住する方を対象とした被爆体験による精神的影響に基づく特定の精神疾患(PTSD等)とその合併症の医療費に対する助成事業について、新たに、助成対象となる合併症に認知症を追加予定。